

土木環境委員会記録
＜第5号＞

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月21日（水曜日）

沖縄県議会

土木環境委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成24年 3月21日 水曜日
開 会 午前10時 2分
散 会 午後 2時57分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第35号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 乙第36号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 3 乙第37号議案 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第50号議案 訴えの提起について
- 5 乙第51号議案 訴えの提起について
- 6 請願第4号、陳情平成20年第68号、同第115号、同第133号、同第152号、同第160号、同第183号、同第185号、同第202号の2、陳情平成21年第18号、同第24号、同第35号から同第37号まで、同第74号の4、同第76号、同第90号、同第109号、同第118号、同第119号、同第134号、同第135号、同第140号、同第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、同第172号、同第174号の3、同第181号、同第188号、同第191号の3、同第194号の2、陳情平成22年第3号、同第48号の2、同第70号、同第85号、同第91号から同第93号まで、同第169号の2、同第170号、同第173号、同第177号、同第190号、陳情平成23年第20号、同第22号、同第23号、同第25号、同第30号の3、同第31号、同第33号、同第38号、同第51号、同第56号、同第57号、同第64号、同第73号の4、同第78号の3、同第79号、同第81号、同第91号、同第102号、同第115号の4、同第127号の2、同第128号の2、同第130号、同第133号、

同第145号、同第153号、同第158号、同第165号、同第187号、同第189号、同第190号、陳情第11号、第39号、第47号、第48号、第68号及び第72号の3
7 参考人招致について

出席委員

委員	長	當	山	眞	市	君
副委員	長	照	屋	大	河	君
委員		新	垣	良	俊	君
委員		嶺	井		光	君
委員		池	間		淳	君
委員		新	垣	哲	司	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		嘉	陽	宗	儀	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		平	良	昭	一	君
委員		新	垣	安	弘	君
委員		吉	田	勝	廣	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木	建築	部長	當	間	清	勝	君
土木	企画	課長	武	村		勲	君
道路	管理	課長	東		樹	開	君
河川		課長	池	原	盛	美	君
都市計画・モノレール		課長	仲	村	佳	輝	君
港湾		課長	徳	田		勲	君

住 宅 課 長 豊 岡 正 弘 君
建 築 指 導 課 長 安 里 哲 也 君

○**當山真市委員長** ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第35号議案から乙第37号議案まで、乙第50号議案及び乙第51号議案の計5件、請願第4号及び陳情平成20年第68号外80件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第35号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○**当間清勝土木建築部長** お手元の平成24年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）により御説明申し上げます。

97ページをお開きください。

乙第35号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、都市再生特別措置法の一部改正に関連し、道路法施行令の一部が改正され、平成23年10月20日から施行されたことを踏まえ、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○**東樹開道路管理課長** 沖縄県道路占用料徴収条例の改正の概要につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず1番、引用する法令の条項移動に伴い、字句を改正しております。

2番、上空に設ける応急仮設建設物について、所在地区分による占用料の額に差を設けないこととしております。

3番、この条例は平成24年4月1日から施行します。

4番、占用料の徴収に関し、必要な経過措置を設けております。

また、県財政の影響について、御説明申し上げます。

この応急仮設建設物は、国、地方公共団体や日本赤十字社が災害救助のために建築するものです。それに伴い、沖縄県道路占用料徴収条例施行規則におい

ては全額免除となっておりますので、歳入への影響はありません。

以上でございます。

○当間清勝土木建築部長 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 99ページをお開きください。

乙第36号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、屋外広告物法の一部改正に伴い、未成年者が屋外広告業の登録を申請する場合に、代理人が法人であるときの欠格要件等を定めるとともに、同法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議の整った市町村が処理することとするために、渡嘉敷村、竹富町の2町村を追加するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要について、御説明いたします。お手元の土木環境委員会資料乙第36号議案で御説明させていただきます。

初めに資料の構成を御説明いたします。

1ページから2ページは条例案の概要説明、3ページから5ページまでは新

旧対照表、6ページから9ページまでは地方自治法及び屋外広告物法の参照条例、10ページから13ページまでは民法等の一部を改正する法律の新旧対照表となっております。

資料の1ページをごらんください。

件名は、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例でございます。

沖縄県屋外広告物条例とは、屋外広告物法の規定に基づき良好な景観を形成し、もしくは風紀を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うものであります。

改正の経緯及び必要性について、御説明いたします。

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により、屋外広告物法の一部が改正されたことに伴い、未成年者が屋外広告物業の登録を申請する場合において、代理人が法人であるときの欠格要件等を定めるとともに、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が整った市町村が処理することとするための条例改正でございます。

3ページをごらんください。

改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。

第30条第1項第4号は、未成年者の法定代理人が法人である場合の登録申請の記載事項を追加するものでございます。

4ページをごらんください。

第32条第1項第5号は、未成年者の法定代理人が法人である場合の欠格要件を定めるものでございます。

改正前の欄の第47条の表をごらんください。

表の1段目は、屋外広告物の許可申請及び違反広告物是正に係る事務となっております。具体的には、違反広告物の管理者等に対して設置の停止または除却を命じたり、広告物申請に対する許可等に関する事務でございます。この事務を処理する同表右の欄に掲げる南城市、伊江村、栗国村、渡名喜村、北大東村、伊平屋村の6市村に今回協議の整った渡嘉敷村、竹富町を加えるものでございます。

改正前の第47条の表の2段目は、違反広告物の簡易除却に係る事務となっております。具体的には、張り紙や立て看板等、容易に移動できる違反広告物の除却や、除却した広告物の保管等に関する事務でございます。この事務を処理する同表右の欄に掲げる南城市、伊江村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、大東村、伊平屋村の7市村に今回協議の整った竹富町を加えるものでございます。

これにより、第47条の表の1段目及び2段目の市町村名が同一となることか

ら、表の1段目及び2段目の移譲事務をまとめて表示するため、変更するもの
でございます。

1ページをごらんください。

3、改正案の概要(3)で、この条例は平成24年4月1日から施行すること
としており、施行日前の処分及び申請その他の取り扱いについて、必要な経過
措置を設けております。

以上で、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

○当間清勝土木建築部長 御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、
重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 違反広告物の件で説明がありましたけれども、その調査はや
っているのですか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 調査を行っております。

○嘉陽宗儀委員 その中身を説明してください。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 沖縄本島中南部の市町村を調査して
おりますけれども、3割程度の申請漏れ等がございます。

○嘉陽宗儀委員 違反広告物の実態はどうなっているのでしょうか。どうい
う中身で、どれだけの量があるのですか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 過去5年間の違反広告物簡易除却件数
についてですが、平成18年度で2万862件、平成19年度で2万7875件、平成20
年度で3万5869件、平成21年度で3万6713件、平成22年度で2万4576件とな
っております。

○嘉陽宗儀委員 大分違反件数が多いけれども、具体的、特徴的なものにはどういったものが挙げられますか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 許可を得ないでチラシを張ったり、そういうものでございます。

○嘉陽宗儀委員 町なかででかい鉄骨を組んで、商業用広告物を出していますね。あれは全部、設置する場合に皆さんの許可を得ることになっていませんか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 屋外広告物の場合、いわゆる許可できる場所と禁止する場所がございます。基本的に県道沿いについては禁止となっておりますけれども、自家用の一自社宣伝については、当然こちらの許可を得る形になっております。

○嘉陽宗儀委員 商業用広告物は県道沿いにも、結構目立つように交差点にもかなりあると思うのです。私が中部土木事務所に調べてもらったところでは無許可になっていますという話がありましたけれども、看板の構造的な要件というものは入っているのですか。設計上の強度、構造物として耐え得るかどうかという基準はあるのですか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 構造物については建築基準関係法令が適用されると思いますけれども、まず、大きさについてでございますが、例えば壁面広告が1平米とか、屋上広告が1平米という形で許可を与えておりまして、申請に対して許可を得られれば、30平米までは表示可能という形になっております。

○嘉陽宗儀委員 今、市街地の県道沿いで、そういう構造物になっている広告物・看板の数量はわかりますか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 細かい数字までは把握してございませんけれども、3割程度が違反といえますか、申請されていないという状況を確認しております。

○嘉陽宗儀委員 3割程度は違反ということですが、具体的な解決策はありますか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 3割程度の数字というのは、平成23年度に沖縄本島中南部について調査したものでございますけれども、今後そういった申請漏れ等については、是正を求める文書で一違反勧告といたしますか、是正を求めていくことになっております。

○嘉陽宗儀委員 例えば、道路面に幅幾ら、高さ幾らという広告物の制限・規格があります。私の友人が広告物をつくらうとしたら、高さ4メートル以上はだめだと言われて、幅もそれだけだと言われたと。もうちょっとだけ大きくできれば目立つのにと不満を言う人がいたのです。しかし、町なかを見るとその規格が守られていない。規格を守るとなかなかよい看板ができない。しかも、大きいほうはこの規格外れで得をすると。正直者がばかを見るようなことがあってよいのかという苦言がありましたけれども、それはありますか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 先ほど申し上げましたとおり、不許可地域であっても申請することで30平米まではできるとか、県道沿いについては自家用広告物以外規制する形で条例上定められておりますので、今後そういったものについては、違反広告物を適宜調べながら是正していくことになると思います。

○嘉陽宗儀委員 是正する場合には、具体的にはサイズを適合させよということになるのか、あるいは撤去せよということになるのか、いずれになるのですか。容認する方向ですか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 当然、そういった違反広告物の大きさ等が規格よりも大きければ、大きさについて合わせるようにということと、場合によっては撤去という形の両方が考えられると思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第37号議案都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 103ページをお開きください。

乙第37号議案都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、市街化調整区域内における既存集落の人口減少を抑制するため、自己用住宅の立地規制を緩和する必要があることから、都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○安里哲也建築指導課長 お手元の土木環境委員会説明資料に基づいて、御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

最初に、市街化調整区域内の集落の現状について、御説明いたします。

中南部10市町村を対象にしました那覇広域都市計画区域の概念図でございますが、赤い部分が市街化区域でブルーの部分が市街化調整区域であります。市街化区域は既に市街地を形成している区域と、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となっており、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となっております。

集落の現状といたしましては、建築規制により住宅の立地が限定的であり、例えば、農家住宅、既存宅地等が許可の要件の対象となっております。その結果、集落の人口減少、高齢化の進展等による集落の衰退等が見られる状況であります。

その状況を受けまして、今回の条例改正を行うものであります。緩和による効果といたしましては、人口減少が抑制されて、集落の活性化や地域コミュニティの維持等が図られるものと考えております。

2ページをお開きください。

市街化調整区域内の既存集落における自己用住宅の立地緩和についてですが、都市計画法第34条により、市街化調整区域において行うことが可能な開発行為等を条例で定めることができますけれども、同法第34条第11号関係は、既に条例で制定済みでございます。市街化区域に隣接、近接する区域等で、周辺環境に支障がない用途を条例で定めたものとなっております。これにつきましては、平成15年3月に条例の制定を行い、平成16年6月に市街化区域に隣接、近接する区域内で緩和区域を指定し、自己居住用の戸建て住宅の立地緩和を図

っております。

同法第34条第12号関係でございますが、今回、条例に追加する案件でございます。周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域で行うことが困難または著しく不相当と認められる開発行為で、その開発行為によって建築される建築物の用途またはその区域、目的を条例で定めたものとなっております。集落の人口減少の抑制等を目的に、市街化区域に隣接、近接しない区域で知事が指定する区域について、自己居住用の戸建て住宅の立地緩和を図るものであります。

イメージ図としまして、オレンジ色の部分が既存の市街化区域で、黄色の部分が市街化区域に隣接、近接する市街化調整区域（①）で、おおよそ市街化区域から1キロメートルの範囲を指定して、同法第34条第11号区域として指定済みでございます。②としまして、その他の市街化調整区域—グリーンの部分でございますが、今回、同法第34条第12号区域として条例を改正する個々の既存集落でございます。

条例の構成ですけれども、第1条から第3条までは趣旨等でございます。第4条、第5条は先ほどの同法第34条第11号関係で、既に制定済みの条例でございます。第6条と第7条が今回、新たに追加する条文でございます。

第6条といたしまして、条例で定める開発行為を第1項で、同法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為は、次の各号のいずれにも該当するものとする。第1号として、市街化区域に隣・近接しない地域で、次のいずれにも該当する区域として知事が定める区域におけるものであり、おおむね50以上の建築物が連担している区域、人口が減少している区域、道路、排水路等の基準を満たす区域となっております。なお、区域は条例改正後、県告示で定めることとなっております。第2号として、予定建築物の用途は、自己居住用の一戸建て住宅であることとなっております。第2項は、区域を定める場合の手續に関する準用規定となっております。

第7条は、条例で定める建築物の新築等ということで、第1項として、都市計画法施行令第36条第1項に規定する条例で定める建築物の新築等は、第6条第1項第1号で定める区域における自己居住用の一戸建て住宅の新築等とするとなっておりますけれども、参考として一番下に書いてあります。第7条は開発行為がない、例えば造成工事等がない場合の建築物を建てるための建築許可に関することとなっております。

そして、施行期日の予定が平成24年4月1日となっております。

3ページをお開きください。

条例の新旧対照表となっております。第1条、第2条及び第3条は、一部語

句の修正や整理している事項でございます。第4条は区域の指定ですけれども、同法第34条第11号関係で既に制定済みであります。第5条も同じく制定済みです。第6条は今回、同法第34条第12号関係で追加する事項でございます。条例で定める開発行為として第1号で区域の要件を設定しておりますが、同法第34条第11号関係で定めた区域を含まない区域において、区域を定めるということは、重複しないで定めるということです。(ア)で50の連担建築物、(イ)で人口減少、(ウ)、(エ)で道路、排水路が適切に配置されていること。第2号で一戸建ての住宅であるということです。第2項は手続等の準用規定。第7条が建築物の新築等にかかわる規定でございます。これも一戸建て住宅の新築等となっております。

以上で、概要の説明を終わらせていただきます。

○当間清勝土木建築部長 御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 乙第37号議案ですが、私の地元糸満市も関連するものですから、質疑させていただきました。糸満市は合併して50周年—これは旧三和村、旧兼城村、旧高嶺村、旧糸満町ということで、合併して田舎と市街地の差が非常にありすぎて、車で15分から20分ではすべて行けるところなのですが、旧三和村あたりでは、小学校でも中学校でも1学級もつukれない状態があると。逆に町においてはいっぱい、新たに学校をつくらなければならないという非常に逆行するような形で、このようなことはあってはいけないなど。実は、市街地に住みながら、農業をするために郊外へ通っている人たちがいるのです。なぜかという、今言うように自己居住用の戸建て住宅の建築が規制されていて、次男、三男が住宅を建てられない。早く解消しなければいけないということで、地域から陳情が来て、1年もたたずにしっかり4月1日からの施行に向けて条例を改正することになっております。土木建築部長、皆さん大変御苦労さまでございました。

大事なことは、1キロメートル以内ということと伺っておりますが、その改

善について市とも十分調整され、また同時に地域の皆さんにも実情が合うように指導していただきたいと思っております。以上です、ありがとうございました。

○**当間清勝土木建築部長** 土木建築部としても、危機感を持って積極的に取り組んで、今回、条例改正議案を上程した状況です。しっかり今後、議案が議決された後には、区域指定に向けて糸満市及び地元とも調整して、地域のコミュニティーの形成とか、そういった沖縄の特性を生かした形で市街化調整区域として保全もしつつ、対応ができる部分はしっかり対応する形で取り組んでまいりたいと考えております。

○**新垣哲司委員** その他の市街地調整区域における同法第34条第12号の区域は、どのぐらいの範囲になるのですか。先ほど、1キロメートル以内云々と質疑したのですが、間違っ理解していたようで。

○**安里哲也建築指導課長** 今、想定しております予定集落の件数ですが、糸満市におきましては15集落を想定しております。細かいものは引き続き一現在でも市町村と調整しておりますけれども、指定に向けて、さらに綿密な調整を進めていく予定でございます。

○**新垣哲司委員** 一番大事なことは、地域の声を反映するということでありまして、実際にここに住むわけですから、ぜひ、その辺はしっかり調整して、糸満市ともしっかりやっていただくことをお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○**新垣良俊委員** 開発行為ですが、これは区域・区分がありますよね。市街化調整区域についての開発行為ですよね。区域・区分がない—例えば中部広域都市計画区域とか、名護都市計画区域もありますけれども、その場合の開発行為はどうなりますか。

○**安里哲也建築指導課長** 今回の議案は、市街化調整区域における規制緩和でございまして、区域・区分のない中部広域都市計画区域など、非線引き都市計

画区域は対象外であります。

○新垣良俊委員 那覇広域都市計画区域だけにこのような市街化区域、市街化調整区域があります。今の那覇広域都市計画区域は那覇市中心なのです。この区域・区分をなくすということについて、土木建築部ではどのような考えを持っていますか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 那覇広域都市計画区域の中では、南城市が同区域から外れて、独自でやったということはございますけれども、基本的に区域・区分については、那覇広域都市計画区域について外すことは考えておりません。

○新垣良俊委員 今、新垣哲司委員からも話があったのですが、この市街化調整区域は、大体、農業振興地域の白地、または農用地区域なのです。市街化調整区域の場合は、開発行為一例えば、市街化区域から100メートル以内は開発行為の許可が必要である。この開発行為をする場所が、その100メートルのうち、10メートルぐらいでもかかったら、これは難しいという話があったのです。この市街化区域、市街化調整区域というものは外さないとい今の都市計画法第34条第12号関係の区域については、私はもっと緩和すべきだと思うのです。いろいろな企業が来るにしても、開発行為でだめになったという事例がたくさんあるのです。那覇広域都市計画区域は那覇市中心で全部やられています。南城市のような独自の都市計画区域というものを考えるべきではないかと思うのですけれども、これはどうですか。

○仲村佳輝都市計画・モノレール課長 基本的に市街化調整区域とは、今の状況を保全する区域ということで、南城市が那覇広域都市計画区域から外れる際にもしっかりと調整したところでございます。そういうことで当然、各市町村、そういった形で独自に保全したいというところがあるかと思えます。その段階で再度協議させていただくのですけれども、基本的には今の形でいきたいと考えております。

○新垣良俊委員 今の那覇広域都市計画区域は分家用地、例えば農家住宅は建てられる。この許可条件について、自己居住用の一戸建てについては、農家住宅でなくても許可するということですか。

○安里哲也建築指導課長 はい、そうです。

○新垣良俊委員 那覇市に住んでいる会社員が、土地を購入した場合はできるということですね。

○安里哲也建築指導課長 はい、できます。

○新垣良俊委員 市街化調整区域の建築確認の場合は、国道、県道、市町村道に沿っていないと建築できないのですが、この開発行為も緩和されて、農道に沿っていても建築できるということですか。

○安里哲也建築指導課長 建築基準法では、農道は建築基準法に定める道路ではないのですが、建築基準法第43条ただし書きの許可を受ければできることになっておりまして、ちゃんと整備された農道等であれば、通常は認めております。

○新垣良俊委員 ということは、排水溝等が整備されていれば、農道であっても許可できるということですね。

○安里哲也建築指導課長 これは、建築基準法上の道路の位置づけで許可できるということです。

○新垣良俊委員 それから、今の都市計画法第34条第12号関係の区域の指定ですが、これは、市と町が独自で区域を決めることができるということですか。

○安里哲也建築指導課長 これにつきましては、新たに指定する場合には、いろいろ市町村の道路とか集落排水とか、基盤整備等財政的な負担も伴いますので、また、そういうものがないところに住宅が立地していく場合には、周辺の住環境に悪影響を及ぼしたり、あるいは道路交通障害とか、消防活動等にも支障を来すということで、既に指定済みの大規模既存集落内において指定する方向で今、市町村と調整を進めております。

まず、人口が減少していることを前提にしておりまして、いろいろ段階的に、人口が減少していないところはどうかということに関して、今度は65歳以上の高齢化の進展が著しいところでチェックして、それにも該当しない場合はどうするかということをございますけれども、そういうところを市町村と十分協議

しながら、今後の指定のあり方を検討していく状況でございます。

○新垣良俊委員 例えば、那覇広域都市計画区域の中で南風原町、八重瀬町、糸満市一豊見城市もそうだと思うのですが、復帰後に土地改良を行って、いわゆる軒下線引きをやっていきますので、今の状況では分家用地がつかれないのです。65歳以上とか、高齢者世帯という話が出ているのですが、これは今の65歳以上は何名以上とかを調べてやるということですか。それとも何年前、10年前の高齢者世帯が幾らあった、これがふえているとか、農業就業者人口とかを調べて指定するということですか。

○安里哲也建築指導課長 基本的には平成17年の国勢調査、そして、最近市町村単位の数値が発表されたばかりですけれども、平成22年の国勢調査と比較しまして、人口が減っているかどうか、65歳以上の高齢者世帯率がどうなっているかを踏まえてやっていきます。ただし、5年間で著しい状況が見られなかった場合は、さらにさかのぼってやっていくとか、これからその辺の細かい検討を並行して進めていきたいと思っております。

○新垣良俊委員 今、建築指導課長が言っている区域の指定については、市が指定するのではなくて、県が既存集落の状況を見て指定するということですね。これは県が指定するのですか。

○安里哲也建築指導課長 県の告示でもって指定します。指定するに当たっては、一方的にすぐに指定するわけではなくて、現に市町村へのヒアリングと意見照会等もやっておりまして、市町村の考え方も聞きながら、調整しながら、最終的には県が告示で指定することになっております。

○新垣良俊委員 もう一つですが、例えば市街化区域に隣接して、土地改良を行った場所がありますよね。その場合の土地改良区域を再整備といいますか、非農用地区域で設定した場合は農道でやりますよね。さっき話があったのですが、その場合の非農用地区域の建築についても、これは緩和の方向で考えてよいですか。地区計画などもつukらないといけないですか。30年以上前に土地改良を行ったので、住宅が建てられないところがたくさんあるのです。農林関係には、土木建築部の地区計画が設定されないと難しいのではないかという話があります。土地改良を行ったところについては、土木建築部はどう考えていますか。

○安里哲也建築指導課長 今回の議案の要件といたしましては、既に最低限の施設整備等が整備されている大規模既存集落等を想定しております。このような箇所に関しては、緩和区域の対象にはなっておりません。

○新垣良俊委員 緩和区域の対象にはなっていない。今、言っているのは一例例えば、糸満市の名城地区から山城地区までの地域。そこについては、連結しないと開発行為は認めないということですか。

○安里哲也建築指導課長 名城地区なども対象集落としてやっております。50戸以上の連担建築物があるような区域を指定してございまして、その中で同法第34条第12号関係の区域として、指定する予定でございます。

○新垣良俊委員 今、開発行為で立地の緩和とあるのですが、確かに高齢者世帯とか、それから若い者がいないから地域の伝統もできないということはあるのです。農林水産部関係の土地改良の中で、非農用区域が例えば再整備に設定される場合も考えるべきではないかと思うのです。土木建築部長、これについてはどう考えていますか。

○当間清勝土木建築部長 今回の条例改正一御存じだと思っておりますけれども、50戸以上の建築物が連担している区域、人口が減少している区域は糸満市以外にもあります。しかしながら、今おっしゃった土地改良との関係については該当しないものですから、農林水産部としては地区計画等を調整の条件にしてございしますが、現在のところ、私たちが考えている条件ではこの2つだけです。土地改良区域で何とかということは、今後の研究課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

○新垣良俊委員 土地改良を行って30年以上たつ区域が多いのです。今の若い者が一経済不況ですから、例えば市街化区域に土地を買って、住宅を建てて生活することは難しいのです。自分の土地に建てたいという方はたくさんいるのですが、土地改良の中である一方向でやった場合には、そこだけつくっていきますから、中が整備されないようなことがあるのです。ですから、農林水産部には再整備するようと言うのですが、これは地区計画もつukらないといけないということは、緩和にはならないと思うのですが、どうですか。集落の区域からつukるというだけだったら、緩和にはならないと思うのですが。

○安里哲也建築指導課長 先ほども申しましたけれども、そういうところをむやみに緩和して建物を立地させた場合、ちゃんとした最低減の基盤整備等そういうものが整備されていない場合はさまざまなスプロール化に結びつき、住環境的な影響を及ぼします。そういうところを整備するに当たっては、地域計画等そういう手法でもって、適正な住環境の整備に努めなければいけないと思っております。

○新垣良俊委員 那覇広域都市計画区域だけが区域・区分があると。これは、緩和ではなくて、規制だけだと思うのです。ですから、那覇広域都市計画区域の区域・区分をなくすような方向で検討願いたいのですが、これについてはどうですか。

○当間清勝土木建築部長 やはり、現在の都市計画の基本は、コンパクトシティーの方向で全国—もちろん、沖縄の場合は人口が伸び続けますけれども、日本全体がコンパクトシティーの方向で動いていて、私たちとしては、都市計画の基本は整備・開発・保全の3点セットで諸施策を着実に実施しています。これまでの那覇広域都市計画区域の保全する部分はしっかり継承しつつ、緩和できる部分—都市計画法第34条第12号とか今後、いろいろな緩和の方法を他府県の事例も含めて、私たちとしては別途の方向で対応していく考えでございます。

○新垣良俊委員 中部広域都市計画区域と那覇広域都市計画区域における市町村の差というものが大きいのですよ。ですから、私が言いたいのは区域・区分があるためではないかと思っております。それはないと土木建築部は思っていますか。街路事業やいろいろな事業を見ても、沖縄本島中部の沖縄市という市にあるものが、南部は那覇広域都市計画区域で区域・区分があるということで、非常に整備がおくれていると見ているのです。それについては土木建築部はどうなのですか。

○当間清勝土木建築部長 確かに、このことについてはずっと議論の過程があります。常々、那覇広域都市計画区域と中部広域都市計画区域で開発の形が全然違うということで、何とか緩和してほしいという意見はあります。しかし、私たちが市町村とそういう意見交換をしたときにおいても、これまで蓄積した那覇広域都市計画区域の基本方針、それから今後の厳しい経済情勢とか、いろいろなものが来る中でどんどん市街地が拡大すると、どうしてもインフラ整備

が追いつかないと。私たち土木建築部としては、コンパクトシティーを掲げている都市計画の方針の中で、那覇広域都市計画区域は引き続きその方向で継承したいという基本方針を持って取り組んでおります。

○新垣良俊委員 水かけ論になりますので、ぜひとも地域の発展度といいますか、それを見てほしいのです。沖縄本島中部と南部の整備について非常に差があるように思いますので、私は、今の那覇広域都市計画区域から区域・区分をなくしてほしいという要望で終わりたいのです。これも検討を、ぜひともお願いをしたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 市街化調整区域における土地利用はかなり規制が強くて、今、議論があるように、なかなか地権者が思うように使えていない面があります。そういう意味では、人口の減少区域に限ってではあっても、緩和していくという流れは少し前進かなと思っております。

そこで、第6条第1項第1号イで集落の人口の減少が認められることとあります。確認ですが、これはいつを基準にしているのですか。

○安里哲也建築指導課長 現在、検討中の段階でありまして、最終的な確定は、引き続き告示の指定に向けて進めてまいりますけれども、基本的には平成17年の国勢調査、そして、最近出ました平成22年の国勢調査等を比較して判断しております。その条件に満たない場合には、さらにさかのぼっていく手法とか、その辺も検討していきたいと思っております。

○嶺井光委員 例えば、糸満市の三和地域はこのような規制がかかって、かなり前から減少傾向に至っていると聞いているのです。ですから、ここ最近のスパンで減少傾向にあるかどうかということ判断するのは、ちょっと問題があるかなという指摘をしたいのです。要するに、緩和する方向で条例が改正されることになっていきますけれども、人口減少が認められることとか、あるいは50戸以上の建築物が連担とか、敷地相互間の距離が50メートル以内だとか、結局、何かで縛りをつけようという意図が見えるような気がしてならないのです。そこら辺については、弾力性はあるのですか。

○安里哲也建築指導課長 人口減少のとらえ方につきましては、そういう集落の活性化を図る観点から、あらゆる手法を検討している状況でございます。平成17年の国勢調査と平成22年の国勢調査の比較は基本でございます、どんだんさかのぼりまして一例えば、三和地域に関してデータで整理しているのは、昭和45年から平成22年にかけて2583人減少しております。どんだんさかのぼりまして、人口減少の状況等を把握して、指定していく予定でございます。

○嶺井光委員 今のお話を聞いて少しは期待できます。過去にそういう規制がかかって、やや過疎化に向かっている現実があるわけです。こういうスパンはちょっと広目にとっていただいて、なぜこういうことを要求するのかということをしかりと踏まえて、対応していただきたいことを申し上げて終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第50号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 132ページをお開きください。

乙第50号議案訴えの提起について、御説明申し上げます。

本議案は、平成18年3月に発生した独占禁止法違反事案に係る県の損害賠償請求に対して、これまで調停を申し立てず、請求に応じない企業に対して訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○武村勲土木企画課長 土木環境委員会説明資料、乙第50号議案訴えの提起ですが、資料の1ページ及び2ページは議案の内容となっております。3ページから5ページについては参照条文で、詳細は6ページ—談合違約金問題に係る調停不参加企業への対応についてという資料を使って、説明させていただきます。

まず、入札談合による損害賠償金または違約金請求の経緯ですが、公正取引

委員会は、平成18年3月に沖縄県発注工事における談合を理由として、県内建設業者に対し課徴金納付命令及び排除措置命令を行いました。

県は対象176社に対しまして、当該契約金の10%相当額の賠償金または違約金の請求を行ったところですが、平成20年8月から民事調停の申し立てに基づき協議を行った結果、平成22年6月、9月、12月の3回の定例会における調停議案の議決によりまして、合意を図ったところです。

若干補足しますと、民事調停は平成20年8月に特A企業が申し立てた第1事件—これは約2年間、21回の調停協議で合意に至っておりますが、その第1事件から第6事件まで計147社が調停に参加しております。また、調停合意の時期によりまして、議会においても3回御審議いただきましたが、いずれも全会一致での可決となっております。

今後のスケジュールと処理フローでは、調停不参加企業の債権が時効消滅しないための処理手をあらわしております。

損害賠償債権または違約金債権の消滅時効期間は、平成21年4月に行いました督促から3年ないし5年になっておりまして、平成24年4月30日以降に時効が完成することになり、債権管理上の問題があります。民事調停に応じない企業に対しては、時効中断のためにも、時機を逸することなく法的措置を講ずる必要があります。

処理フロー図で説明しますと、昨年11月に最終期限に対しての調停呼びかけを行いました。今回の7社は調停申し立ての意思なし、もしくは確認ができない状況にあります。平成24年1月には訴訟方針を決定しまして、今定例会に訴えの提起の議案を提出しております。

議決をいただきましたら、4月には訴訟手続に入りまして、時効は中断いたします。なお、訴訟において和解の申し立て、または勧告があった場合には、既存の調停の枠組みで対応することを検討しております。

説明は以上でございます。

○当間清勝土木建築部長 御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第50号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 7社の請求金額は幾らになるのですか。

○武村勲土木企画課長 今回の7社の請求金額を合計いたしますと、2億3002万7040円でございます。

○嘉陽宗儀委員 額が一番大きい企業は幾らですか。

○武村勲土木企画課長 議案の別表5番目の企業で5754万5565円が、一番大きな金額になっております。

○嘉陽宗儀委員 今まで調停一要するに、支払いせよと言って努力してきたのですけれども、この人たちがそれに応じない理由といたしますか、原因を明らかにできますか。

○武村勲土木企画課長 7社の中で、実は別表の下5社につきましては、既に建設業の廃業ですとか、解散の進められているところで、今回も十分な意思の確認ができなかったところでございます。上の2社の理由につきましては、特にこちらで確認はしておりませんが、今回申し立てないという最終確認を得ております。

○嘉陽宗儀委員 結局、経営が思わしくなくて廃業ということであれば、次はどうするかということがあるのだけれども、上の2社については、企業として成り立っているのですか。

○武村勲土木企画課長 現在、営業しております。

○嘉陽宗儀委員 営業しているけれども、調停には応じない。お金はあるけれども、調停には応じないということになるのですか。

○武村勲土木企画課長 営業しているということであれば、そういうことになるかと思っております。

○嘉陽宗儀委員 そういうことになっていると思いますではなくて、その理由は何ですか。お金はあるのに、払わない理由は何ですか。

○武村勲土木企画課長 正式な申し入れということではありませんけれども、今後、訴訟の中で正式な訴えをされていくかと思えます。ただ、一番上の株式会社小波津組については平成14年度契約となっておりまして、違約金条項がなかった時期でございます。平成15年度から違約金条項を用いているため、平成15年度以降については違約金の請求、それ以前については違約金相当額の賠償請求ということで区別しておりますけれども、平成14年度の株式会社小波津組については、その賠償の責務がないということを手を主張するのではないかと思います。2番目の企業、株式会社富士開発でございますが、途中で別企業に営業譲渡をしております、この違約金債権も譲渡したということを手を主張するかと思えます。ただし、実際は株式会社富士開発が営業譲渡した際に、そういう違約金まで譲渡したという形跡がなくて、私どもとしては株式会社富士開発に請求するということが、今回の訴訟の内容になっております。

○嘉陽宗儀委員 このような調停を申し立てる場合には、当事者間でいろいろな状況を話し合っ、どういうぐあいにするということが普通のあり方です。今の説明を聞いていると、皆さんは業者に会って、懇切丁寧に話をし、どうしていくかということについて詰めていないのではないかと思いますけれども、特に1番、2番の会社について、何回会って、相談、話し合いをしておりますか。回数を言ってください。

○武村勲土木企画課長 現在、私ども土木企画課で今回の議案を上程させていただいておりますけれども、実は、この債権管理につきましては各課一実際に工事を行ったところで相手方企業との調整をしております、いずれも年を通して調整はしております。そして昨年11月、県からもこのような形でやらざるを得ないですよということを最終的に説明しておりますし、担当弁護士からも文書で送付しまして、その内容を説明しております。

○嘉陽宗儀委員 どういう努力をしたのだろうかという疑問がありますから、どういった努力をいたしましたか。徴収業務は別ですから、債権管理は別ですから言うけれども、皆さんは議案を諮るときに当然、どういった努力をしたのかということを議員から聞かれることは当たり前ではないですか。それぐらい説明できるように聞いておくべきではないですか。

○武村勲土木企画課長 私どもは各課にその辺を確認しておりますけれども、資料としてまとめたものが手元にはございません。資料をまとめて、提供させて

いただきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 これはきょう決めないといけないわけだから、今、土木企画課長が確認しただけでも説明してください。

○武村勲土木企画課長 今、把握している分だけということで御説明いたします。まず、株式会社小波津組につきましては、2009年の5月に督促状を送付しまして、2010年度中、何度か電話連絡による督促をしております。2011年11月に来庁してもらいまして、その態度を明らかにするようにと具体的に相談したところ、会社に持ち帰って検討するというございました。そして、2011年12月には調停申し立ては行いませんという正式な回答になっております。もう一つの会社、株式会社富士開発につきましては、急ぎで現課に問い合わせ、確認させていただきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 この話し合いの中で、今、2億円余りになっていて、これを幾らぐらいにまで安くしてくれということはないのですか。

○武村勲土木企画課長 金額的な調整は、特になかったです。

○嘉陽宗儀委員 努力したということで認識しておいて、今後の回収の見通しはどうですか。

○武村勲土木企画課長 今、営業中の2社分につきましては、判決が出ましたら、回収は十分可能だと考えております。

○嘉陽宗儀委員 あとの5社はどうか。

○武村勲土木企画課長 現在、廃業とか、解散の途中でありますが、会社の場合は解散中であっても、最終的に企業を清算しないと会社自体がなくなる、解散しても会社としては存続する形になっておりますので、清算していない企業につきましても、清算に至るまでは請求していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 聞きたいことは以上ですけれども、この裁判費用もただではないので、しかもこれについての費用もいろいろかかるわけですから、頑張っ

たけれども一最初から取れないのに、無理して我々の税金で裁判費用、訴訟費用を捻出してまでやる必要があるかどうかという疑問はあります。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 今回の7社でありますけれども、解散手続をしているところもあるということですが、この7社は、課徴金の支払いは済んでいるのですか。

○**武村勲土木企画課長** 公正取引委員会が出しました課徴金の支払いについては、全部完了しております。

○**平良昭一委員** ということであれば、その時点では継続して会社を運営していきたいという意思はあると理解してよろしいでしょうか。

○**武村勲土木企画課長** 課徴金を支払ったということは、当然、企業はその後も継続していく意思だったと思います。

○**平良昭一委員** そうであれば、この違約金が支払えないということで解散していく形になっていると思うのですが、この5社について、皆さんの調査ではどういう見解を持たれますか。

○**武村勲土木企画課長** この5社につきましては、特に違約金も現在支払っておりませんし、これが原因で会社自体が存続していない、解散とかそういうものに至っているとは思いません。

○**平良昭一委員** 今回の議案は、やはり時効を中断させることが大きなねらいだと理解しておりますけれども、そういう面であれば、幾ら時効の中断をしたとしても、これからの調停の中では会社の運営ができない、もう廃業すると。最後の清算終了までに達するまでには、裁判の中でやりとりはあるかもしれませんが、実際に清算終了してしまうと、これは一切支払わなくてもよい状況になるのでしょうか。

○**武村勲土木企画課長** 県の会計制度では、会社が持っている債権については、清算終了をした段階で不納欠損処理で全部整理されることとなります。ただし、

その中で残余財産が幾らかでもあれば、県の債権を確定しておけば収益を得ることができるということです。

○平良昭一委員 全額納付ということよりも、まだ残存している財産があれば、その部分について全額ではないけれども、県は回収するという気持ちであるということですか。

○武村勲土木企画課長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 解散しようとしている会社についてはよいのですが、平成14年度契約は違約金条項がないということで、それについては裁判の中でのやりとりになると思うのです。その辺に関しては、一たん会社に持ち帰って相談して、調停はしないということであれば、この損害賠償金に関して我々は無関係なということはずっと言い続けると思うのです。その辺、県としては100%支払う義務があるという見解なのではないでしょうか。

○武村勲土木企画課長 これは私どももいろいろ調査をしまして、市民オンブズマンがこのような違約金条項がない場合の損害賠償事例について調べた資料があります。その中で、おおむね5%から20%の範囲内で損害賠償金が認定されているということもありまして、今回、相手方からそのような主張があったにしても、完全に債権がゼロになることはないのかなと考えております。

○平良昭一委員 もう一点、2番目の会社です。会社を譲渡しているのであれば、支払う義務はないという言い分なのではないでしょうか。

○武村勲土木企画課長 相手方の主張としては、恐らく違約金債権も別会社に譲渡しているということを主張するかと思います。ただし、私どもはこれを書面で確認できない状態ですので、これはもとの会社に請求せざるを得ない状況でございます。

○平良昭一委員 我々、一般として考えると少し理解できないのですけれども、当然、例えば不動産を譲渡するときには、それに対していわゆる担保物権等があった場合はそれまで譲渡するわけですから、当然新しい会社が引き受けるにしても、それは当然持って行くことが普通だと思うのです。皆さんの感覚として、今の理論は成り立つという考え方ですか。

○武村勲土木企画課長 完全に会社が新会社に移行したというわけではなくて、その一部を営業譲渡しているということでございます。そして、もとの会社も実際に現在、営業はしております。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良委員から答弁内容についての確認があった。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 非常に難しい問題であるがゆえに、もとの会社が逃げようとしているのか、それとも支払い能力がないのか。これは裁判でしかできないものだと思いますので、その辺は幾ら会社がある部分を譲渡したといっても、当然に支払う義務はあるものだと私は認識しております。

先ほど嘉陽委員がおっしゃいましたけれども、裁判費用は相手持ちですよ。我々、県民が持つということではないですよ。

○武村勲土木企画課長 今回の訴訟の内容でも、裁判費用は相手方が持つことという訴えを提起しますので、勝訴すれば相手方の費用負担となります。

○平良昭一委員 勝訴すればですか—その勝算は十分あるわけですよ。

これまで何度か、数回に分けて議案を上程してきたわけですがけれども、もうこれ以外に対象になるような会社はないですよ。

○武村勲土木企画課長 実は、今回の会社以外に10社ありまして、そのうちの3社がまだ残っております。そのうち、A企業が2社ありまして、そこについては現在、相手方も民事調停を申し出る意向があるということです。それからあと1社—これは教育庁所管のものですがけれども、特A企業の1社につきましては現在、相手方の意向が確認できないということで、あとしばらく調査すると聞いております。

○平良昭一委員 これは、時効になるということを十分配慮して、まだ期間があるということでの対応ですか。

○武村勲土木企画課長 今回、訴えの対象に入っていない3社につきましては、平成15年度以降の債権になっておりまして、消滅時効は5年でございます。あと2カ年で十分調査し、対応していきたいということです。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第50号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第51号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 134ページをお開きください。

乙第51号議案訴えの提起について、御説明申し上げます。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない91件、99名に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いについて訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○豊岡正広住宅課長 134ページの4、請求の趣旨について、御説明申し上げます。

内容としましては、1つ目、被告らに対し、被告らの入居している県営住宅の明け渡し。2つ目、被告らに対し、未納家賃及び契約解除日から引き渡しの日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する損害賠償の支払い。3つ目として、訴訟費用は被告らの負担とするというもので、以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。

訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば上訴し、または和解するものといたします。

次に、お配りした説明資料の乙第51号議案訴えの提起について、簡単に説明をいたします。

1ページは、訴えの提起の概要についてです。今回の議案における訴えの提起対象者は91件、99名であります。1件で複数名を対象としている事例がある

のは、名義人が転居をした後にその同居人が占有をしている場合は、名義人及び現在占有している者の両方を訴える必要があるためでございます。今回の91件の滞納総額は、1613万800円でございます。下の表は、平成23年9月議会及び平成23年2月議会に提出した議案との比較を示したものでございます。

2ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてでございます。それぞれ滞納月数別に短期、中期、長期滞納者の対応について示してございます。法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めない者に対して行っております。ただし、生活に困窮している入居者への配慮については、3ページになりますが、状況に応じまして、収入の再認定及び県営住宅使用料減免等を行っております。その実施状況は、下の表に示しているとおりでございます。また、今回は、生活保護世帯で分納誓約に応じた2件について、法的措置の対象から除外しております。

4ページは、法的措置の実施状況と結果についてでございます。昭和62年度から平成23年12月末までの法的措置の実施状況を示してございますが、訴訟後の状況は1から5のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としましては家庭状況に可能な限り配慮を行いまして、必要に応じて福祉事務所等とも連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行うこととなります。

5ページは法的措置の実施と家賃収納状況についてでございます。表のとおり平成18年度から平成22年度までの収納率を示してございますが、平成18年度84.9%に対しまして、平成22年度は86.8%と改善されております。

以上が、今回、提出しております議案の概要でございます。

訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経なければならないことから、本議案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○当間清勝土木建築部長 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第51号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは、ずっと繰り返されているわけですがけれども、大体、現在は低所得者が県営住宅に入るわけですが、今回の対象になっている人たちの収入状況は、皆さんから見てもやむを得ないということなのか。生活困窮者の実態、中身はどうか。

○豊岡正広住宅課長 公営住宅の場合は、入居の際に資格要件として収入をチェックする仕組みになっておりまして、月額15万8000円という基準があって、それ以下の方々が入居できることとなっております。家賃は、応納応益家賃制度となっておりまして、その方々の世帯の収入に応じた家賃設定がなされていることから、家賃負担は基本的に可能と考えております。

○嘉陽宗儀委員 こちらもいろいろと相談を受けている案件がありますけれども、入居している途中で失業したとか、収入がなくなって払えなくなったということがあるのですけれども、対象者のうち、失業者の数はわかりますか。

○豊岡正広住宅課長 今回、事情聴取時に聞き取った結果がございまして一失業だけではないのですが、失業・転職・給与減等収入の減少による滞納件数が26件ございました。

○嘉陽宗儀委員 失業で払えなくなったという状況だと思いますけれども、それから、母子世帯は何世帯ですか。

○豊岡正広住宅課長 母子世帯につきましては、35件となっております。

○嘉陽宗儀委員 結局、母子世帯などもいろいろな収入減があったのでしょうかけれども、今の経済状況の中でどんどん悪化しています。そういう中で、こういう人たちに明け渡せと言って、転居先はあるのでしょうか。

○豊岡正広住宅課長 公営住宅の制度上は、先ほど説明したとおり、収入に応じた家賃が設定されておりまして、支払えることを前提にしておりますが、このような明け渡し請求をされた場合等は、必要に応じて福祉事務所等と調整・連携を図って、そういう方々の転居後の調整をやることとしております。

○嘉陽宗儀委員 この資料によると、昨年12月までに強制執行で立ち退いた件数が456件と書いてあります。この456件の強制退去させた中で、母子世帯は何

件ありましたか。

○豊岡正広住宅課長 これまでに退去した件数に占める母子世帯の件数ですけれども、今、そのような形で整理した資料は持っていなくて、今後必要があれば、整理していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 心がけを聞きたいのですけれども、弱者対策として、実態を把握しておくことは、今後必要だと思いますか。

○豊岡正広住宅課長 必要だと感じます。

○嘉陽宗儀委員 ところで、具体的に強制執行する場合、通常、裁判所の執行官と債権者が立ち会って引っ張り出すのですが、この場合は具体的にどうやっているのですか。皆さんが強制執行して立ち退かせる場合には、沖縄県住宅供給公社の皆さんが立ち会いして、無理矢理に引っ張り出しているのですか。

○豊岡正広住宅課長 裁判所の執行官と一管理については指定管理者が行っているものですから、沖縄県住宅供給公社、住宅情報センター株式会社等の職員と一緒に立ち会っております。ほとんどは、そういった強制執行に至る前に自主的に退去している状況であるようでございます。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、資料で自主退去した者が455件、強制執行で出た者が456件と書いてあるけれども、これは間違いですか。

○豊岡正広住宅課長 この数字につきましては、実際に強制執行する前の手続として催告というものがあまして、その催告後に自主的に退去した世帯については、強制執行に至った者という項目で件数をカウントしております。実質的には、催告後に自主的に退去されている状況が多いということになります。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの資料では、強制執行に至った者と書いてあるものだから、さぞかし冬の寒空の中でつらかっただろうという思いがあるものだから、どうだったのかと聞いているのだけれども、皆さんはそういうことをやらないような答弁をしているから、そうであれば数字も、強制執行に至った者のうち、上の自主退去した者に該当する者はあと何件とかと書けば、まだわかり

ます。皆さんは強制執行したと書いてあるから。この中身を聞かれて、今言ったような、心痛めるような答弁は難しいから、今のようになっていると思うのだけれども、はっきりさせたほうがよいのではないですか。

○豊岡正広住宅課長 分類上は、先ほども説明したとおり、判決を受けた後にいきなり強制執行しているわけではなくて、ある程度任意での退去を勧めて、それに応じて自主退去した人たちは、1の自主退去した者と。ただ、それでも退去されない場合、強制執行の申し立てを裁判所に行うという手続になるわけですが、その強制執行の中でもさらに段階があって、実際に執行する前に催告という手続をとるのですけれども、その催告を受けてみずから退去した世帯については、強制執行の申し立てをしたという意味で、2の強制執行に至った者という形で整理してございます。

○嘉陽宗儀委員 この数値を見ただけではわからないから、今の具体的な詳しい数値を資料で出してください。

○豊岡正広住宅課長 催告後に自主的に退去された方と、本当に強制執行に至った者については、その内訳を整理し直したいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 いつも心を痛めるのは、無理やりに追い出された人たちはどこに行ったのだろうと考えるのですけれども、皆さんはどこに行ったかわかりますか。

○豊岡正広住宅課長 それ以後の状況については、住宅課として把握してございません。基本的には福祉保健部との連携の中で、福祉保健部の対応と考えております。

○嘉陽宗儀委員 公営住宅法は、生活困窮者、住宅がない者については、当然整備して、入居させなければならないようになっているでしょう。どうですか。

○豊岡正広住宅課長 公営住宅法上は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な賃貸住宅を提供する目的で事業を進めております。ただ、予算の関係とかもありまして、現状ではなかなか新規の賃貸住宅を供給できない状況があります。

○嘉陽宗儀委員 ですから、公営住宅法の精神からいえば、まさにこういう追い出さなければならない人たちについて、どう住宅を保障するかという精神なのです。今後はそこも含めて議案の出し方も、強制執行の仕方も後で詳しい資料をもらって、また質問します。この件は考えてください。

○豊岡正広住宅課長 今、委員の要求されている資料については、整理しまして、後で提供していきたいと思います。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時24分 再開

○當山真市委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

次に、土木建築部関係の請願平成23年第4号及び陳情平成20年第68号外80件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 請願及び陳情案件につきまして、お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料により、御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加、修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。なお、変更部分には下線を引いてあります。

17ページの陳情平成21年第74号の4、平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の処理概要のうち、5の伊江港の西バース船尾岸

補修については、「平成24年2月に工事を完了しております。」に変更しております。同陳情で20ページの19、宮古圏域における県営公園の整備については、「沖縄21世紀ビジョン」に変更し、また、「県の上位計画では、海をテーマにした公園として位置づけており、地元が要望している運動公園と整合が図られておりません。また、市内に点在する既存運動施設との関連、高額な建設費・維持管理費等の課題があると考えております。しかしながら、現在、県内に県営公園がないのは宮古圏域だけであり、防災公園としての必要性もあることから、今後、宮古島市と連携し、県と市の役割分担等も含めて、宮古広域公園のあり方について検討していく考えであります。」に変更しております。

次に、39ページの陳情平成21年第188号、中城湾港新港地区東埠頭の早期整備促進及び定期船の就航強化促進に関する陳情の処理概要の2については、「実証実験を実施しております。」に変更しております。また、陳情平成21年194号の2、平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情及び陳情平成23年第128号の2、中城湾港新港地区東埠頭の整備促進及び定期船の早期就航実現等に関する陳情についても、同様の内容に変更しております。

次に、52ページの陳情平成22年第173号、イベント広場と周辺の整備事業による地域活性化に関する陳情の処理概要は、「平成25年度から工事に着手し、平成28年度の工事完了を目指す予定であります。」に変更しております。

次に、58ページの陳情平成23年第25号、南部東道路の位置決定の変更を求める陳情の処理概要は、「評価書の補正を行い、平成23年9月16日から平成23年10月17日まで公告縦覧を行いました。」に変更しております。

次に、60ページの陳情平成23年第31号、嘉陽海岸エコ・コースト事業に係る沿岸生態系の保全と安全な住民生活の両立を求める陳情の処理概要の2については、「これまで3回にわたり、専門的な立場から意見を伺いながら、協議を行ってきております。」に変更しております。

次に、61ページの陳情平成23年第33号、名護市東江海岸高潮対策事業の一部凍結と円卓会議の開催を求める陳情の処理概要は、「平成24年2月27日をもって、すべての工事が完成しております。」に変更しております。

次に、73ページの陳情平成23年第102号、アスファルト切断汚濁水の適正処理に関する陳情の処理概要は、「暫定措置期間中の対策事例や国・他県の状況等を踏まえ、関係機関と協議を進めた結果、下記のとおり取り扱い基準を定め、平成24年4月1日以降予算執行伺を決裁する工事から適用することとしております。取り扱い基準要旨1、アスファルト舗装板切断時に発生する濁水の処理について。発生する濁水は汚泥として、廃棄物処理法に基づき適正に処理する

こと。回収方法については、濁水回収機能を有するカッターや工業用掃除機、その他の方法により、直接現場外に排水することなく適正に処理すること。2、濁水の回収・運搬・処理に要する費用の積算について。濁水の回収や運搬、処理に要する費用については、処理の内容及び数量を確認の上、積算基準や見積もり等により適切に計上すること。」に変更しております。

次に、75ページの陳情平成23年第127号の2、平成23年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の処理概要の1については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」に変更しております。同陳情で76ページの5については、「平成23年度の実証実験において、船舶就航に係る支援を行っており、引き続き平成24年度も支援を行う予定です。」に変更しております。

また、陳情平成23年第128号の2、中城湾港新港地区東埠頭及び定期船の早期就航実現等に関する陳情の処理概要の1についても、75ページと同様の内容に変更しております。

次に、78ページの陳情平成23年第130号、首里城入り口の県道交差点近くにタクシー乗りおり場の設置を求める陳情の処理概要は、「那覇警察署と協議を重ねておりますが、交差点が近いことから、時間を要しているところでありませう。」に変更しております。

次に、新規陳情6件について、御説明申し上げます。

87ページの陳情第11号、県営広域公園（宮古総合運動公園）の早期整備に関する陳情の処理概要は、継続陳情で説明しました20ページの陳情平成21年第74号の4、平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の19と同様の内容となっております。

次に、88ページの陳情第39号、命どう宝、ユネスコ憲章、地球憲章の石碑建立に関する陳情の処理概要は、公園管理者以外の者が、県営都市公園に公園施設及び寄贈物等を設置する場合、沖縄県営都市公園における公園施設の設置許可及び寄贈物設置基準（案）に基づくことが条件になります。また、設置許可協議の前提として、自己の負担と責任で適正に維持管理できることが基本となることから、同基準においては、原則、設置許可申請者は、国及び地方公共団体に限るとしております。今回の石碑建立については、設置主体が任意団体であり、その趣旨に賛同する国及び地方公共団体からの申請ではなく、適正な維持管理が確約できないこと等から、石碑設置は困難であると考えております。

次に、89ページの陳情第47号、3月11日の東日本大震災を教訓に、泡瀬干潟・浅海域埋立事業を中止し、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業に係る予算の削除に関する陳情の処理概要は、泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地

域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、進めてきております。本事業は、控訴審判決を踏まえ、工事を中断しておりましたが、沖縄市において作成した土地利用計画の見直し案について、平成22年8月に沖縄市長が沖縄及び北方対策担当大臣へ説明を行い、了承が得られております。県は、沖縄市が作成した土地利用計画見直し案を参考に、港湾計画変更の原案を作成し、平成22年12月に開催した沖縄県地方港湾審議会から、原案のとおり適当であると答申を得て、平成23年1月に国土交通大臣へ提出しております。また、同計画については、平成23年3月3日に開催された交通政策審議会港湾分科会から、おおむね適当であるとの答申を受け、同年3月7日付で国土交通大臣より変更すべきことを求めない旨通知されております。それを受け、県は平成23年3月18日に港湾計画を変更し、同年7月19日に公有水面埋立免許の変更手続を完了したことから、11月16日に工事を再開しております。県としては、地元の要請にこたえるためにも、環境保全に配慮し、早期の完成に努めていく考えであります。

次に、90ページの陳情第48号、物流施設整備等に関する陳情の処理概要は、那覇港においては、取り扱う貨物の約9割は国内貨物であり、国内貨物に対する対策が重要と認識しております。そのため、那覇港管理組合は、新港埠頭に貨物が集中し、混雑していることから、新港埠頭の機能の一部を浦添埠頭に移転するため、浦添埠頭の整備を推進中であります。国内貨物を取り扱う物流センターについては、沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）に国際及び国内貨物を取り扱うロジスティクスセンターとして位置づける方向で検討しております。

次に、91ページの陳情第68号、不当契約解除に係る個人の人権を守ることに係る陳情の処理概要は、陳情者は、沖縄市の地質調査報告書に基礎幅1メートル掛ける1メートル、根入長さ1メートルで設定されていたと主張していますが、沖縄市へ内容を確認したところ、同報告書には、基礎の支持力に関する正方形基礎の基礎幅を1メートル、根入を1メートルと仮定した計算例を例示として記載しているものであり、偽造ではないとのことでもあります。また、沖縄市長による不当な契約解除と主張していますが、沖縄市と陳情者間の建築設計業務委託において、陳情者が成果品を納入しなかったため、沖縄市が契約不履行を理由として平成21年3月に契約を解除したものであり、正当なものであると沖縄市から聞いております。なお、陳情平成23年第190号、沖縄市池原地区多目的ホール建設に係る地質調査報告書に関する陳情及び本陳情に関連して、平成22年1月、那覇地方裁判所沖縄支部に沖縄市、沖縄県、その他関係者に対し損害賠償等請求を起こしてはりましたが、平成23年3月、原告の請求を

いずれも棄却するとの判決言い渡しがあり、判決は確定していることから、対応はできないものと考えております。

次に、92ページの陳情第72号の3、沖縄県の産業振興と中小企業振興に関する陳情の処理概要の1については、県では、これまで在沖米軍及び日米両政府に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等について、要請とその実現に向けた支援を求めてきたところであり、また、ボンド支援制度の創設を国に要望してきましたが、法律改正等の課題があり、困難との見解が示されております。県としては、米軍に対しボンド率の縮減等について柔軟な対応を求めていくとともに、沖縄振興特別推進交付金の活用を含め、引き続き検討していくこととしております。2については、米軍発注工事が米国の法律等に基づき、一般競争入札で行われていることから、発注金額の8割以上確保という県内建設業者枠を設定することは困難と考えられますが、県内企業への優先発注については、引き続き米軍に求めていきたいと考えております。3については、エコアクション21については、平成23年度、平成24年度建設工事入札参加資格審査の検討段階において、制度の普及状況や他県での加点状況、建設業関係団体からの意見等を考慮し、5点の加点としたところです。エコアクション21の加点の見直しについては、建設業関係団体からの意見等を踏まえながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上で、請願及び陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 85ページ、陳情平成23年第189号の沖縄ダンプ協議会からの陳情ですけれども、処理概要で問題解決が図られるよう両者間の調整を行ってきたところ、元請業者も不払い額の全額ではないものの、立てかえ払いの姿勢を示しておりますと。中身を説明してもらえますか。

○武村勲土木企画課長 建設業法第41条第3項一特定建設業者に対して、下請代金の支払いを求めるよう勧告を出すようにということで、陳情者のほうから出ている件ですけれども、県では今、下請の沖縄ダンプ協会と元請業者の間に入りまして、調整を進めているところでございます。この陳情以降も何度か調整を行っておりまして、双方で協議しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは、ずっと前から本委員会でも議論がありますけれども、なかなか応じないということではあったのですが、何割ぐらいなら払うという、具体的な額まで出ているのですか。

○武村勲土木企画課長 具体的な額については把握しておりませんが、双方、金額についても歩み寄るような形で調整は進んでいると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 その歩み寄りの中身をメモで渡してください。

○武村勲土木企画課長 経緯をメモして、提供したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 82ページの陳情平成23年第158号、羽地ダムの土砂捨て場の問題です。この前、本委員会で調査してきました。これは、要望に対して適切に対応していく考えでありますということになってはいますが、具体的にはどういうことですか。

○池原盛美河川課長 当該ダム埋立土砂処分場の下流側に、県が管理する羽地大川という2級河川がございまして、現在のところ、この河川への土砂の流入があった場合に土砂しゅんせつの対応を行っております。

○嘉陽宗儀委員 それで現場は解決するのですか。

○池原盛美河川課長 抜本的な対策としては、その土砂処分場跡地から発生する土砂の流れ出しについて、その工事を施工しました北部ダム事務所と所在する名護市との間で、現在、調整が進められていると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 本委員会でも現場を見て、状況はわかっているので、大変だなという思いがしています。引き続き解決のために努力してください。

次に90ページ、新規陳情第48号、沖縄県トラック協会からの那覇港云々とあ

ります。沖縄市の中城湾港新港地区は貨物の取扱量が少なくて困っているのだけれども、向こうに回すことはできないのですか。

○徳田勲港湾課長 現在、那覇港では県内貨物の90%を扱っているということで、混雑している状況ということで、那覇港管理組合では今、浦添埠頭に新たな埠頭の建設を進めており、そこに船を一部回して、混雑を解消したいということをお願いしております。

中城湾港新港地区では今、社会実験をやっているところです。将来的には、中部地域の貨物で那覇港に来ているものを中城湾港に回していくということも、今から考えていくことにしております。

○嘉陽宗儀委員 ずっと前から、私は本委員会でも取り上げてきているのだけれども、取り扱い貨物量が少ないから、港湾業者の皆様は営業上非常に逼迫していると。地元の議員にも陳情が来ているのです。せめて東海岸にかかわる貨物だけでもということですずっとやってきたけれども、皆さんはそうしますと言いながら、なかなかうまくいかない。このように那覇港が混雑して困っているのであれば、中城湾港に回せば喜ばれるのに一那覇港の混雑も解消できるし、中城湾港も貨物が少ないという悩みが解決されるし、よい案ではないですか。土木建築部長、どうですか。

○当間清勝土木建築部長 確かに今、中城湾港新港地区の実証実験で貨物量が4.6倍にふえています。その理由の一つに那覇港は手狭だということで、中城湾港新港地区に来れば、ある程度自由に貨物の積みおろしができるという利点もあるということは、私たちも聞いております。そういったものも含めて、中城湾港で取り扱ったほうがより適切な貨物については中城湾港新港地区にシフトして、適切な役割分担のもと、合理的な港湾の取扱貨物の運用を行っていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、中城湾港新港地区は西埠頭があいているけれども、皆さんはそれでもなお不足だと言って、東埠頭の航路をしゅんせつして、泡瀬干潟を埋めているわけです。ですから一少なくとも東埠頭は整備しないにしても、今は西埠頭も十分機能できていない。港湾業者の皆さんは荷物が来ないという悲鳴を上げているわけだから、今やるべきことは、早目にそこは何とかするということです。那覇港の混雑も解決し、港湾業者の皆さんにも喜ばれるのもわかっているのです、西埠頭へ回せるだけ回すということが得策ではないですか。

○徳田勲港湾課長 現在、定期線就航実験をやっているのですが、現在は鹿児島航路ということで、鹿児島県や一部地域に行く貨物しか集まっていないと。将来的には福岡県とか、大阪府とかに行く貨物を中城湾港で取り扱えるように、新たな展開も視野に入れてやっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 西埠頭を使おうにもクレーンなどもない。港湾機能そのものは皆さんが整備すべきなのに、みんなは拓南製鐵株式会社のクレーンを使って荷揚げしているはずです。少なくとも県の港湾なのだから、貨物をちゃんと積みおろしできるぐらいの施設は早急に整備すべきではないですか。使おうにも使えないから、皆さんは回せないでしょう。

○徳田勲港湾課長 港湾法によりますと、倉庫業とか運輸業一要は、この荷物の積みおろしもですけれども、基本的には民間がやりなさいと。行政が民業を圧迫するようなことはするなと書かれております。ただし、現状では隣の拓南製鐵株式会社から荷役機械を借りているような状況もあります。今後、この荷役機械を何とか整備できないか検討していくことにしております。

○嘉陽宗儀委員 港を使おうとしたら、当然、荷物の積みおろしはクレーンでやらなければならないのに、港湾課長の考え方は、県の港湾で積みおろしするための施設は県が整備すべきではないという認識なのですね。

○徳田勲港湾課長 通常、港湾における荷物の積みおろしは、民間業者でやっております。

○嘉陽宗儀委員 そういう意味ではなくて、今は拓南製鐵株式会社のものを使っているのだから、県が設置して、県の施設を使えるようにしたらどうかと言っているのです。

○徳田勲港湾課長 県で何とかできないかということは、今後検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 いつだったか忘れたけれども、数年前に土木委員会でも同じ答弁をしているのです。皆さんが言う検討がいつになるのかわからないけれども、今度の場合には少なくともいつごろまでにと、めどはつけられないのですか。

○徳田勲港湾課長 これについては予算が伴うことですので、予算確保に向けて今、検討しているところです。

○嘉陽宗儀委員 予算が伴うのは当たり前です。予算要求したことはありますか。

○徳田勲港湾課長 現在、国からの交付金の中で、次年度から新たな交付金が出ております。その候補ということで、財政課に説明しております。

○嘉陽宗儀委員 予算要求はこれまでやってきたのですか。

○徳田勲土木企画課長 今回が初めてでございます。

○嘉陽宗儀委員 初めて予算要求したわけですね。実現のめどはどうか。

○徳田勲港湾課長 これにつきましては、いろいろ金額総額とか、優先順位とか県全体のことでございますので、実現の見通しについては、私からはコメントできない状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 頑張ってください。

次に、陳情第47号に関してです。泡瀬干潟の埋立事業計画についてですけれども、現地では東日本大震災の教訓を受けとめて、ちゃんと防災計画をやるべきだという声があるのです。これまで皆さんは東日本大震災を踏まえて、この埋立事業の問題について、防災計画の見直しをやったことはありますか。

○徳田勲港湾課長 東日本大震災を受けては、現在、国の中央防災会議あるいは国土交通省の交通政策審議会港湾分科会で検討しているところでございます。また、沖縄総合事務局においても、県内の主要港湾における総合的な津波対策の方針をまとめるために、現在、沖縄地方の港湾における想定地震・津波対策検討委員会が行われておりまして、県も参加して検討を行っている状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 その検討した中身については、我々にも資料を提供してください。

○徳田勲港湾課長 中身につきましては、検討委員会で最終報告がまとまりましたら、公表することになるかと思えます。

○嘉陽宗儀委員 中城湾港泡瀬地区の埋立事業で県が進めている海水浴場、この間現場を見ました。去年のちょっとした台風でも護岸の大きな石が全部打ち上げられて、防波堤というものはちょっとした波でもなかなか難しいなと思ったのです。あれは台風の風ですから、大したことないのに一全部の石がかなり壊されたのは調査しているでしょう。被害実態はどうなっていますか。

○徳田勲港湾課長 確かに、去年の台風で置いていた石とかがずれているのはあります。ただし、それは途中段階ということで一要するに、工事期間が一定期間に限られているものですから、8月から翌年3月までに終わらないといけないこともありまして、途中段階で一たん工事をとめるということで、仮抑えをしているような状況で散乱したり、ずれたりしたということでございますので、最終的にちゃんとした完成型になれば、大丈夫だと考えております。

○嘉陽宗儀委員 大丈夫かどうかという議論はここではやりませんが、私は台風のときにちょっと外出して、どうなのだろうということで行って見たら、泡瀬3区は排水路から逆流して、地域まで冠水して歩けないという状況でした。あそこで今、予想されるような津波などが来たら、あの辺は全部だめになるのではないかと思うぐらい—今でさえも、ちょっとした台風でも住宅の近くまで全部冠水するような状況があるのです。ですから、皆さんの防災・津波対策というものは、相当なものでなければならぬと思うのですけれども、それはちゃんと考慮して、計画をつくるのですか。

○徳田勲港湾課長 津波対策については、先ほど言いました中央防災会議で中間報告として考え方が示されております。考え方が2つありまして、1つはある一定期間のうちにやってくるであろう、ある程度の震災を想定して、それに対しては浸水は許さない。ここでは、マグニチュード7.8の地震においては、遡上高さ2.5メートルと出ておりますので、中城湾港泡瀬地区は浸水しないと。ただし、今回の東日本大震災を受けて、それ以上のものについてはある程度の浸水は許すのだけれども、構造物は破壊しないと。ただし、人命優先ですので、人間に対しては避難場所、避難経路等を確保して、人命を守るという中間報告が出ておりますので、それに沿った形で最終報告は出るものと思っています。

○嘉陽宗儀委員 マグニチュード7.8で予想している津波の高さは幾らですか。

○徳田勲港湾課長 津波の高さだけではなくて、遡上高さです。

○嘉陽宗儀委員 津波の高さもあるでしょう。マグニチュード7.8で幾らの高さの津波が来るから、どういう対策をとるということが。

○徳田勲港湾課長 津波の高さというものがあって、それが押し寄せて最終地点に上がっていく高さが2.5メートルですので、津波の高さはそれ以下ということになります。

○嘉陽宗儀委員 マグニチュード7.8で津波の高さが2.5メートル以下とは信じられない話ですけども、例えば、津波の高さが2メートルとする。その2メートルの津波が押し寄せたときの破壊力は幾らですか。

○徳田勲港湾課長 それについては知見を持っておりません。

○嘉陽宗儀委員 私は、東日本大震災の際に全部調べているのだけれども、一番沖で発生する場合には、時速750キロメートルのスピードである。海岸に上がるときにもかなりのスピードが出ている。そうすると、水のスピードを見ると、破壊力は計算できるでしょう。スピードがわかって、水の質量は決まっているのだから。ですから、被災地では10何メートルの堤防が全部決壊しているのです。津波の破壊力は、スピードが相当あるわけだから、今度の東日本大震災でも水のスピードで板も切る、何でもかんでも粉々にする。民家も打ち壊されている。そういうものを厳しく受けとめて対策しないと。そういう破壊力も十分わからないのでは対策はとれないと思うのですけれども、どうですか。

○徳田勲港湾課長 これにつきましては、先ほど言いました沖縄総合事務局が中心になって、中城湾港、那覇港、平良港、石垣港について今、検討して、実際にシミュレーション等をやっておりますので、その知見が決まったら検討できる形になるかと思えます。

○嘉陽宗儀委員 皆さんは関係者ですから、国任せではなくて、ちゃんと考えてください。

それで、この埋立事業は、地元の要請にこたえて進めていると言っているの

ですけれども、地元の要請とは何ですか。

○徳田勲港湾課長 まず、沖縄市議会による決議がございまして、年号だけ読み上げたいと思います。平成元年、平成7年、平成10年、平成18年、平成19年、平成21年、平成22年、それぞれ市議会による東部海浜開発事業の早期実現に関する要請書が出ております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、地元からの要請とは、あくまでも市議会決議があるからということですね。

○徳田勲港湾課長 沖縄市が新たに計画を見直すに当たっては、市民意見、あるいはアンケート等も参考にしております。

○嘉陽宗儀委員 東門沖縄市長については、私が選挙対策委員長をしております。泡瀬干潟の問題は見直すという選挙公約なのです。推進ではないのです。そういう意味で、市民意見は地元からの要請に該当しない。確かに、市議会決議はある。それについては市議会の決議ですから、私は構いませんけれども、ただ、市民意見という言い方だけでやったらだめだから。それは頭に入れてください。

それから、市民アンケートですけれども、結果はどうなっているのですか。

○徳田勲港湾課長 市民意見については、沖縄市で募集しております。その意見の総数が296件。そのうち、おおむね50%から60%程度の肯定的な意見が寄せられているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 その資料は後でください。

これは、我々が入手した市民アンケートの結果で、70何%が反対です。推進はわずか10何%しかない。我々は、現場にいる人から見たら、市民の7割以上が反対なのに、しかも推進は1割前半です。皆さんは、沖縄市民の声だからという言い方をすると、やはりまずいです。今後、沖縄市民が本当に求めているかどうかということは、今の数字が出ているものですから、いろいろな団体がいろいろな形で世論調査を行って、市民アンケートをとっています。そういう中で、本当に市民が何を望んでいるかということを一今、市民が望んでいることは、泡瀬干潟をラムサール条約に登録して、中心商店街を活性化するために、どんどんエコツーリズムで観光客が来てくれるように、そこに有効活用すべき

だという市民の声が多いのであって、何が何でも埋め立ててしまえという声は少ないですよ。もう一回、実態調査をしてもらえますか。

○徳田勲港湾課長 これまで、沖縄市でアンケートをとっておりますので、その資料について、まとめて提出したいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 16ページの陳情平成21年第74号の4、平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の中で、20ページの18、宮古島市の西里通りの件ですが、これはかなり前から土木委員会でも視察しながら、地元からの要望もございました。この進展についてはいかがでしょうか。

○東樹開道路管理課長 御存じのとおり、かなり前から西里通りの拡幅の話が出ていまして、まず、西里通りに関してはその西側といいますか一両側50メートル先の下里通り、宮古島市役所前の通りが拡幅されておまして、その中間に西里通りがあるものですから、当時からその関係で拡幅は少し厳しいという話でありまして、コミュニティー道路一現道のまま、一方通行のコミュニティー道路にしていく案で一たんは合意されました。その後、通り会の会長がかわりまして、現在は拡幅してほしいという案に戻りまして、その関係で現在、検討している最中であります。

○平良昭一委員 いわゆるこの通り会一組合でしょうか、よくわかりませんが、県はその要望を受けている形になっているのですか。

○東樹開道路管理課長 要望については、二転、三転しましたがけれども、その都度受けております。

○平良昭一委員 基本的には、県の考え方もまだまとまっていないということで理解してよろしいでしょうか。

○東樹開道路管理課長 まず、合意した案が一現道がコミュニティー道路であったものですから、それで事業を開始しようとしたら、先ほど申し上げましたが、前の通り会長が亡くなられて、今の通り会長になりましたときに、いや、

やはり拡幅をお願いしますという案になったものですから、もう一度、お互い話し合って検討しようという形になっております。

○平良昭一委員 まだ流動的な問題があつて、今後、両者を交えながら協議をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○東樹開道路管理課長 現在、通り会長からもそのような案で要請が来ておりますので、もう一度同じテーブルに着いて、一緒に考えていきたいということでございます。

○平良昭一委員 この件はわかりました。

続いて、49ページです。

陳情平成22年第93号、伊平屋村野甫港の旅客ターミナルの件です。

要望がありまして、昨年11月に着工しておりますけれども、進捗状況をお聞かせ願います。

○徳田勲港湾課長 野甫港の旅客ターミナルにつきましては、年度内に完成して、引き渡しを受けることになっております。近いうちに完了検査を行って、県が引き取ることになっております。

○平良昭一委員 年度内に完成だということで、この施設は県管理ということで理解してよろしいですね。

○徳田勲港湾課長 港湾は県の管理ですが、管理そのものは市町村に委託しますので、県の施設ですけれども、伊平屋村が維持管理することになります。

○平良昭一委員 わかりました。

続いて73ページ、陳情平成23年第102号、アスファルト切断汚濁水の件です。前から議論してきましたけれども、今回の処理概要を見て、ここに来て大分進展してきたなど、意識がかなり変わってきたということで、大変評価しております。そういう面では、国土交通省から平成24年3月13日付で沖縄総合事務局にも通知が来て、それで当然、県にも来ているはずなのです。この通知が来ているのかどうか確認したいのですけれども。

○名嘉真稔技術管理課長 沖縄総合事務局からの文書については、正式にはま

だ来ておりませんが、内々での情報は入手しております。

○平良昭一委員 それなりの情報は来ているということでありますけれども、この処理概要では、平成24年4月1日以降の予算執行伺を決裁した工事から、当然、産業廃棄物という位置づけで対策を行っていくと。当然、この処理費用も工事費に含めていくと、予算化していくということでありますが、果たしてこの4月1日から十分な対応ができるかという疑問がありますけれども、その自信のほどはいかがでしょうか。

○名嘉真稔技術管理課長 新年度予算の工事につきましては、通常、補助金申請等があつて、本格的な工事は上半期執行が終わった後あたりからになりますので、4月1日からの対応は十分可能であろうと考えております。

○平良昭一委員 これまで企業—工事する側に対しては、暫定的にでもそれなりの通知はしてきていると思うのです。私は、この暫定期間が3月31日までという認識でありますけれども、本当に4月1日からそれを業界側にも適用できるかどうか疑問なのですが。

○名嘉真稔技術管理課長 4月1日からの文書につきましては、土木建築部内の各課、土木事務所等だけではなく、各市町村、それから建設業界、社団法人沖縄県舗装業協会、そういった関連の業界すべてに文書を出すという考えでおります。

○平良昭一委員 文書を出しても、4月1日からそれが可能かということが問題なのです。

アスファルト切断汚濁水は明らかに産業廃棄物だという認識が確定したわけですが、確かに、土木建築部としてこの対処はすばらしいと思います。しかし、いわゆる産業廃棄物は環境生活部が所管すべきものであつて、これを処理するに当たって、果たして横の連携が十分とれているかということは、これまでの皆さんの流れからすると一あした、恐らく環境生活部の審査の中で私は聞きますけれども、いつも食い違うのです。環境生活部は、私たちの範疇ではありません、土木建築部の所管です。土木建築部は環境生活部の所管ですということで、横の連携が全くとれていないことがこれまで何度もありますから、果たして回収して、それを適正に処理していくという流れがスムーズに行くのかとちょっと疑問ですけれども、いかがですか。

○名嘉真稔技術管理課長 4月1日からの文書を出すに当たりましては、私ども技術管理課と環境生活部で随時調整した上で、そういう文書、通知の内容をまとめておりますので、当然のことながら、4月1日という日付についても照会しておりますので、それなりの対応は可能だと考えております。

○平良昭一委員 来る4月1日からいきなりの文書通知でありますけれども、それからの契約の中で、発注して、工事するまでには二、三カ月あるかもしれませんが。その間にこの機種、機材、それをリースなどする業者もたくさんいると思いますけれども、果たしてそれが県内に十分足りていますか。なぜかと申し上げますと、現在、暫定期間ではありますけれども、去る19日に国道58号の国直轄工事でしたが、夜中ずっとアスファルト切断汚濁水を垂れ流しながら、工事をしていたのです。マンホールに直接流れ込んでいるような状況です。業界側がまだ認識していないのではないかと思いますけれども。

○名嘉真稔技術管理課長 4月1日以降の工事につきましては、回収の処理方法等についても、私どもの処理基準に基づいてやりなさいという文言を特記仕様書の中に書き込みますので、請負業者の責務としてその対応をしなければならない形になります。

○當山真市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良委員から再度、アスファルト切断汚濁水を回収できる機種、機材は県内で十分確保できるのかとの確認があり、執行部から、県内でもそのような機種、機材は十分確保されているとの回答があった。)

○當山真市委員長 再開いたします。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 回収するまでは皆様の仕事だと思うのです。それをどう処理していくかということは環境生活部の分野ですよね。ですから、全く横の連携がとれていないということが、これまでの答弁だったのです。これをうまく機能させていくことが大事であって、1業者が努力したとしても、その処分をどういう形で行うのかということが徹底されないと意味がないのです。そういう観点から一あしたも環境生活部に聞きますけれども、横の連携をとりながら特

記仕様書の中にも入れてもらわないと、片手落ちになってしまうと大変困ります。企業だけが努力して、横の連携が全くとれなくて、どこに行ってもよいのかわからないという状況になったら困りますので、その辺はこれからの作業になると思いますけれども、どうでしょうか。

○名嘉真稔技術管理課長 その辺につきましても、環境生活部とは随時、連絡をとり合っていきたいと考えております。

○平良昭一委員 この件はまたあした、環境生活部に聞きたいと思っています。先ほど嘉陽委員からもありました、82ページの陳情平成23年第158号、羽地ダムの土砂流出の件です。現場を見に行ってみてびっくりしました。地形が全く変わってしまって、ダムをつくった何年後かにこういう状況が起きるとは予想もしなかったと。それはよく理解できます。しかし、この状況に対して早急に対応できないという理由、いわゆるこれは、国のダムだから県が何も言えないとか、そういう問題があるのですか。

○池原盛美河川課長 実は、あの土捨て場は私有地でございまして、平成7年のダム本体工事の着手前に何人かの地権者—その土地の所有者と沖縄総合事務局北部ダム事務所が覚書を締結しております。その覚書によりまして、埋立処分場の完成後は、地権者みずからが自己管理するという内容の覚書になっているようです。完成後については、沖縄総合事務局北部ダム事務所としては引き渡したものと解釈しておりまして、その後に土砂流出が始まったものですから、地権者の自己管理が行き届かなかったということになるかと思えます。現在は、昨年12月に名護市議会から県に対して要請がございましたので、国と名護市と県の3者で、今後の解決方法について協議を進めている状態です。

○平良昭一委員 いわゆる覚書があって、羽地ダム完成後は覚書によって地権者の範疇であると私は理解しますが、これは以前から非常に疑問に思うのですが、県には財団法人沖縄県水源基金があります。あの基金はダムが完成するまでのものだと言われておりましたが、完成後にもそういうことがあり得るのであれば、この基金の活用は十分考えられないかなと思うのですが、これは土木建築部の所管とはちょっと違いますか。

○池原盛美河川課長 財団法人沖縄県水源基金につきましては、北部地区のすべての国直轄ダムとその水源の恩恵を受ける中南部の市町村、そういう水源に

まつわる基金、いわゆるダム基金になっておりますが、企画部の地域・離島課が所管しております。

○平良昭一委員 この基金は、たしか平成24年3月31日で廃止されるわけです。廃止の理由は、今、整備している億首ダムが完成したら、この基金は必要なくなるからということらしいです。しかし、つくった後にそういう被害が出ることも十分想定できるのであれば、この基金での対応が必要になってくるのではないですか。そういう覚書があることが出てきた場合には、あくまでも国はつくるだけ、その後の管理・運営は皆様任せですよということであれば、こういう被害が出た場合、莫大なお金がかかるという実態が出てきた場合に対して、この財団法人沖縄県水源基金あたりを活用して事業を遂行できる、補修とかそういうものが可能ではないかと思えます。廃止に対してはまだ一実際にダムをつくる段階までの基金だと、その後のものに関しては使えないということに対して疑問ですけれども、企画部であればここで聞くこともできるのかなと思えますけれども、どう思えますか。

○池原盛美河川課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、私どもでこの基金に絡む事業は羽地大川だけではなくて、幾つかの国直轄ダムにまたがるのですけれども、申しわけないのですが、企画部に伝えられることがあれば、伝えたいと思えます。

○平良昭一委員 聞き方を変えますけれども、今回みたいにこういう事例があります。財団法人沖縄県水源基金は完成後はもうお役御免だと。しかし、管理する土木建築部としては一これは企業局も該当するかもしれないけれども、そういう事態があった場合に対して、この基金を十分活用していく価値が私はあると思うのです。そういう観点から、現場サイドの意見として企画部にこういう提言ができないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○池原盛美河川課長 ただいまの件については、関係する部局に企画部と土木建築部が入っておりますので、調整していきたいと思えます。

○平良昭一委員 この辺は、企画部とも議論していかなければならないと思えます。完成した後もこのようなことが起こり得るということは、今回の件が非常にわかりやすい例だと思えます。これを一つのきっかけとして、管理に対する一莫大なダムで、大きなダムでありますから、一たん被害が出ると、数億

円単位の補修が必要になってくるわけですから、その辺は基金を積み立てながらやっていくことも一つの方法だと思います。これは私たちの中でも議論させていただきます。

最後に、16ページの陳情平成21年第74号の4、平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情ですけれども、北部拠点港湾の本部港の物流機能施設ですが、平成23年度から事業化しております、ほぼ完成に近くなっていると思います。この進捗状況をお聞かせ願います。

○徳田勲港湾課長 本部港の保冷倉庫でございますけれども、現在、本部町で5件の工事を実施しております。建築設備、機械等々でやっておりまして、これも今年度末に完成すると聞いております。

○平良昭一委員 この施設はどこが所有するのですか、県のものでしょうか。

○徳田勲港湾課長 これは本部町のものになります。県はその敷地を本部町に提供して、建物については本部町がつくりまして、管理・運営も本部町主体でやるということでございます。

○平良昭一委員 これは、北部広域—北部振興策の中での予算ではなかったですか。

○徳田勲港湾課長 そのとおりです。北部広域の市町村の配分の中で、本部町が獲得した予算で実施しております。

○平良昭一委員 そうであれば、これは北部広域の中で利用してよいという考え方ですね。県民全体が使えるという立場でよいのですか。

○徳田勲港湾課長 この保冷倉庫は本部町の所有ではありますが、今後、指定管理者を募集するなりして、北部一帯の需要に対応する形で運営していくと聞いております。

○平良昭一委員 本部町の所有であり、本部町が指定管理者を選定することになるわけですが、土地は県のものだということで、県が指定管理者に介入することはあり得ないのですか。

○徳田勲港湾課長 現在、それは考えておりません。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 最後に1つだけ聞かせてください。

90ページの新規陳情第48号、社団法人沖縄県トラック協会からの陳情の件で—これは新聞にも出ていたかと思うのですが、那覇港のロジスティクスセンターの整備の件だと思うのですが、処理概要を見ますと、那覇港管理組合は新港埠頭に貨物が集中して、混雑していることから、新港埠頭の機能の一部を浦添埠頭に移転するため、浦添埠頭の整備を推進中でありますとなっています。社団法人沖縄県トラック協会の陳情の趣旨は、新港埠頭に国内物流貨物の施設も整備してもらいたいと、そこも沖縄県トラック協会が使える形にしてほしいという内容だったかと思うのですが、これを見ると、浦添埠頭のこと念頭にしているのかなという気もするのです。社団法人沖縄県トラック協会の陳情にあるような施設は、新港埠頭にもしっかり整備されるのですか。

○徳田勲港湾課長 これは、那覇港管理組合が事業主体になりますけれども、今おっしゃるように、新港埠頭の近くに国内物流貨物を取り扱う流通センター、ロジスティクスセンターともいえますけれども、それについては那覇港管理組合が整備する方向で今後、検討していくと聞いております。

○新垣安弘委員 陳情の方向に沿って整備されるということで、理解してよいですね。

○徳田勲港湾課長 そのとおりです。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 さっきの73ページ、陳情平成23年第102号です。

これは4月1日スタートですから、今、ちょうどあちこちで工事を行っているわけです。市町村もやっているので、普通、行政からすると大体3月31日に終わらないで、4月ちょっとまで入り込むということはよくあるのですけれども、この辺はどうですか。気になるのだけれども。

○名嘉真稔技術管理課長 4月1日以降も行うということは、繰越工事ということです。私どもは、去年11月に暫定文書を出しておりますので、その文書の中で、適正な処理については特記仕様書に記述するようとしておりますので、しばらくは対象となる工事はその文書で対応されると。工事発注時点の特記仕様書に記載した内容で対応されていくこととなります。

○吉田勝廣委員 私は、特記仕様書のことはよくわからないのですが、その特記仕様書にはどう書いてあるのですか。要するに、4月1日以前に契約したもののについてそのまま繰越工事をやったとしても、それはそのまま認めるということになるのですか。そういう繰越工事は往々にして一私も経験上あるものから。

○名嘉真稔技術管理課長 我々は、平成23年11月21日に暫定文書を出しております。その内容といいますのが3点ありまして、まず1点目に、アスファルト切断時の汚濁水は産業廃棄物に該当しますとなっております。その次に、そのまま道路側溝等に流出させることなく回収に努めることとなっております。それから最後に、回収後の汚濁水については、適切に産業廃棄物として処理しなさいという規定となっております。したがって現在、平成23年11月21日以降に発注されている工事については、その規定がそのまま適用されるということとなります。

○吉田勝廣委員 昨年11月以降、工事費を積算するときにはその価格はもう入っているということで理解してよいですね。わかりました。

6 ページの陳情平成20年第160号、那覇伊平屋航空路線開設に関する陳情についてですけれども、対応の進捗状況を教えてくださいませんか。滑走路を縮小して、埋め立てなくてもできるということですから、あとは空港の関係、航空会社の関係だと聞いていたので。

○照屋朝和空港課長 伊平屋空港につきましては、設計方向が固まったものですから、来る23日金曜日に航空局に説明し、意見交換しようかと考えております。大体8月中には設計を固めて、その後、環境影響評価書の修正、所定の手続を進めたいと考えております。

○吉田勝廣委員 あとは、環境影響評価手続が終わったら、航空会社との交渉がうまくいけば、そのまま着工に入ると。

○照屋朝和空港課長 地権者の同意とか、それに向けての図書整備もございません。

○吉田勝廣委員 地権者の同意は99%取りつけているという話を聞いたけれども。何かあったのですか。

○照屋朝和空港課長 90数%はとりつけられております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當山真市委員長 再開いたします。

次に、参考人招致についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、3月14日の委員会において決定された参考人招致に関し、事務局より参考人の出席状況について説明があり、参考人からの意見聴取を行うかどうか協議した結果、当初予定していた3月23日の開催を見合わせ、日程を再度調整した上で、後日行うことで意見の一致を見た。)

○當山真市委員長 再開いたします。

参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明3月22日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市